千葉県告示第２７７号

私立学校振興助成法施行規則（令和６年文部科学省令第２９号）第２条第４号の規定により、知事を所轄庁とする学校法人に係る同号に掲げる所轄庁が定める書類を次のとおり定める。

なお、この告示は、令和７年４月１日から施行する。

令和７年３月３１日

千葉県知事　　熊　谷　　俊　人

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第２条第４号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第５条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士（公認会計士法（昭和２３年法律第１０３号）第１６条の２第５項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査報告とする。